

# 第二期特定健康診査等実施計画

岡山県市町村職員共済組合

平成25年4月

## 目 次

- 第一 目的
- 第二 岡山県市町村職員共済組合の現況
- 第三 達成目標
  - 1 特定健康診査の実施に係る目標
  - 2 特定保健指導の実施に係る目標（組合員及び被扶養者）
- 第四 特定健康診査等の対象者数
  - 1 特定健康診査
  - 2 特定保健指導（組合員及び被扶養者）
- 第五 特定健康診査等の実施方法
  - 1 実施機関
  - 2 実施項目
  - 3 実施時期
  - 4 契約形態
  - 5 受診・利用方法
  - 6 周知・案内方法
  - 7 事業主健診等の健診データの受領方法
  - 8 特定保健指導対象者の抽出方法（重点化）
  - 9 年間スケジュール
- 第六 個人情報保護
- 第七 特定健康診査等実施計画の公表及び周知
- 第八 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し
- 第九 その他

## 第一 目的

我が国は、国民皆保険のもと、高い保健医療水準や世界最長の平均寿命を達成してきた。

しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、構造改革が求められている。

このような状況に対応するため、「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)に基づき、当共済組合に対しても40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者を対象として、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防を目的とした特定健康診査及び特定保健指導(以下「特定健康診査等」という。)の実施が義務付けられた。

本計画は、特定健康診査等を効率的かつ効果的に実施するため、その実施方法や成果目標に関する基本的事項について定めることを目的とする。

なお、本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、五年ごとに、五年を一期として定めるものとする。

## 第二 岡山県市町村職員共済組合の現況

当共済組合は、県内の市町村役場等(以下「所属所」という。)に勤務している地方公務員及びその被扶養者に対し、医療、年金及び福祉の三事業を行っている。

平成25年度の所属所数は15市、12町村、40の一部事務組合等(当共済組合を含む。)の合計67となっている。

平成25年4月1日現在の組合員数(任意継続組合員を含む)は、18,950人で、男性11,904人(62.8%)、女性7,046人(37.2%)、平均年齢は41.9歳となっており、被扶養者数は20,442人で、男性8,031人(39.3%)、女性12,411人(60.7%)、平均年齢は20.5歳である。

また、40歳以上75歳未満の特定健康診査等の対象者数は、組合員が10,971人、被扶養者は4,057人となっており、当共済組合に加入する組合員と被扶養者を合わせた人数の38.1%を占めている。

## 第三 達成目標

国の基本指針の目標に即して、平成29年度の当共済組合の最終目標値は、特定健康診査90%、特定保健指導40%とする。

この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率(目標)を次のとおり定める。

また、平成29年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率25%以上を目標とし、特定保健指導の効果の検証等のための指標として活用する。

### 1 特定健康診査の実施に係る目標

(%)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
組合員実施率	94	95	96	97	98
被扶養者実施率	45	50	55	60	65
計	80	83	85	87	90

## 2 特定保健指導の実施に係る目標（組合員及び被扶養者）

(%)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実 施 率	40	40	40	40	40

## 第四 特定健康診査等の対象者数

### 1 特定健康診査

(人)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
組 合 員	10,971	10,917	10,864	10,812	10,760
被 扶 養 者	4,057	3,889	3,729	3,576	3,429
計	15,028	14,806	14,593	14,388	14,189

### 2 特定保健指導（組合員及び被扶養者）

(人)

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特定健康診査受診者数		12,139	12,316	12,480	12,634	12,774
特定 保健 指導	対象者数	2,160	2,185	2,206	2,229	2,249
	実施者数	864	874	882	892	899
	実施率	40%	40%	40%	40%	40%

## 第五 特定健康診査等の実施方法

### 1 実施機関

#### ① 特定健康診査

ア 組合員については、所属所が行う事業主健診の健診機関及び当共済組合が実施する人間ドックの契約健診機関とする。

イ 被扶養者については、各都道府県の代表保険者による集合契約に基づく健診実施機関及び地方公務員共済組合協議会による集合契約に基づく健診実施機関とする。

#### ② 特定保健指導

ア 組合員については、当共済組合が個別に契約する指導実施機関とする。

イ 被扶養者については、各都道府県の代表保険者による集合契約に基づく指導実施機関及び地方公務員共済組合協議会による集合契約に基づく指導実施機関とする。

### 2 実施項目

実施項目については、厚生労働省健康局作成の「標準的な健診・保健指導プログラム」に記載されている健診項目（検査項目及び質問事項）及び保健指導内容とする。

### 3 実施時期

実施時期については通年とする。

#### 4 契約形態

前記、1 実施機関①及び②に記載する健診・指導実施機関と個別契約又は集合契約を行い、集合契約については代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行う。

なお、1 実施機関②アに記載する特定保健指導の個別契約については「標準的な健診・保健指導プログラム」第3編第6章に基づきアウトソーシングする。

#### 5 受診・利用方法

##### ① 組合員

組合員については、事業主健診及び人間ドックを受診し、その結果を共済組合が受領することで特定健康診査を受診したこととみなすため、受診券及び利用券は発行しない。

##### ② 被扶養者、任意継続組合員及びその被扶養者

特定健康診査の対象者となる被扶養者、任意継続組合員及びその被扶養者については、受診券及び利用券を自宅宛て送付する。

特定健康診査等の対象者は、予め実施機関に予約のうえ、受診日当日に受診券又は利用券を組合員証等とともに提示し、特定健康診査等を受診する。

受診等にかかる窓口負担の額は無料とする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合について、その費用は個人負担とする。

#### 6 周知・案内方法

当共済組合が発行する広報誌及びホームページに掲載し、周知・啓蒙を図る。

また、受診券及び利用券を送付する際に特定健康診査等の基本的な事項や県内の健診・指導実施機関の所在地等の案内を同封し、特定健康診査等の受診及び利用を促進する。

#### 7 事業主健診等の健診データの受領方法

健診等データは、国の定める電子的な標準様式で受領するものとする。

#### 8 特定保健指導対象者の抽出方法（重点化）

「標準的な健診・保健指導プログラム」記載の選定方法に準じて、指導対象者を選定・階層化する。

#### 9 年間スケジュール

通年で実施し、年度後半は、次年度における契約準備及び改善事項について検討する。

### 第六 個人情報の保護

#### 1 特定健康診査等データの保管方法及び管理体制

特定健康診査等のデータについては、当共済組合の特定健診等システムに原則として5年間管理・保管する。

#### 2 記録の管理に関するルール

特定健康診査等のデータの管理にあたっては、「個人情報保護に関する法律」、「岡山市町村職員共済組合個人情報保護方針」、「岡山市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程」及び「岡山市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程細則」等その他関係法令に基づき、確実な漏洩の防止等適切な管理を行う。

当共済組合の個人情報保護管理者は、事務局長とし、また、データの利用者は当共済組合の特定健康診査等事務に従事する職員に限る。

外部委託に際しては、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記するとともに委託先の契約遵守状況を管理するものとする。

## 第七 特定健康診査等実施計画の公表及び周知

本計画については、当共済組合の広報誌及びホームページに掲載することにより公表及び周知するものとする。

## 第八 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画は、毎年実施結果に基づき評価し、目標と大きくかけ離れた場合やその他改善を必要と認める場合は見直しを行う。

## 第九 その他

岡山県保険者協議会が作成する「特定健診とがん検診を同時受診できる実施機関リスト」を活用し、当共済組合が実施する特定健康診査と市町村が実施するがん検診との同時実施を周知し、受診者の利便性の向上と受診促進を図る。